

一 般 競 争 入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加資格者」という）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和6年国民健康・栄養調査血液検査業務委託
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日～令和6年12月15日
- (4) 業務概要 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施する、令和6年国民健康・栄養調査「身体状況調査」の調査項目のうち、血液検査を実施するにあたり、必要な器具の準備、配送、検体の回収、検体の分析、分析データの提出などの業務

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札に参加する者に必要な資格の確認に必要な書類として、一般競争入札参加申請書（様式第1号）を令和6年10月15日（火）午後5時までに9（3）の場所に1部提出すること。なお、郵送による提出も認めるが、期日必着とする。
- (2) 入札参加資格に係る審査結果については、令和6年10月16日（水）までに電話又はファックスにより通知する。
- (3) 仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札参加申請書（様式第1号）の提出期限の日までの間に入札公告等に掲げる問い合わせ先に説明を求めることができる。

3 入札の方法等

- (1) 入札金額は、血液検査1件当たりの単価で記載すること。なお、単価には、検査料の他、検体回収費、結果報告料、検査資材料を含むこと。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (3) 入札書は、入札公告4において示した期限及び場所に郵送（書留郵便に限る）又は持参による方法で受付することとする。令和6年10月21日（月曜）午後4時15分までに9（3）の場所に必着のこと。
また、封書は二重封筒とし、入札書を中封筒に密封の上、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。
ア 氏名（法人にあつては商号又は名称）
イ 令和6年度単価契約 国民健康・栄養調査血液検査業務委託入札書 在中
なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、委任状を提出しなくてはならない。
- (6) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下の端数金額を切り捨てた金額）に血液検査の想定最大件数（423件）を乗じて得た額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。
ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
なお、入札保証保険証券の保険期間は、入札から契約締結の日までを含む期間とすること。
- (2) 入札参加者は、入札保証金の納付をしようとする場合は、令和6年10月15日（火）午後5時までに、入札保証金に係る届出書（様式第2号）を9（3）の場所に持参又は郵送により提出すること。なお、入札保証金の納付手続きの方法は別途通知する。
- (3) 入札参加者は、入札保証金の納付に係る領収票の写し（領収日付印の押印されたもの）（入札保証契約を締結している場合は、当該保険証券）を入札場所に持参し、入札執行者の指示に従って提出すること。
- (4) 入札保証金は、開札（再度の入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する（入札保証契約を締結した場合の保険証券は返還しない）。ただし、落札者については契約締結後において還付する。
- (5) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札保証金を納付せず（納付を免除された者を除く。）又は金額が不足した場合
- (3) 入札書に記名押印がない場合
- (4) 入札金額を訂正した場合
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (6) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上の入札をした場合
- (7) 代理人が提出した入札書で委任状が提出されていない場合
- (8) 入札執行者の指示に従わない場合
- (9) その他入札に関する条件に違反して入札した場合

6 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示し、代表者印又は代理人の印を押印した上で行うこと。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 入札金額
- (4) 代理人が入札する場合にあっては、代理人氏名

7 落札者の決定方法

- (1) 本件に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により、作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

8 契約に関する事項

- (1) 契約書は、岩手県会計規則第100条の規定に基づく積算価格を算定の基礎とし、落札価格の金額をもって当該委託の項目ごとの単価契約金額として作成する。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の10分の1以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、下記の場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき
 - イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と同様の契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有するとき
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

9 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件に関する費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札参加者は、一般競争入札参加申請書（様式第1号）を提出した後、落札者の決定までの間において入札参加を辞退する場合には、口頭又は電話でその旨を申し出た上で、入札執行者の指示に従うこと。
- (3) 入札等に関する事務担当及び問い合わせ先
 - ア 事務担当 岩手県保健福祉部健康国保課健康予防担当
 - イ 所在地 020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
 - ウ 電話番号 019-629-5468 FAX 019-629-5475